

2020年規定	2019年規定
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2020年</u>（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその<u>細則</u>（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p><b>第1条～第2条</b> （略）</p> <p><b>第3条 選手権競技会の数</b></p> <p>1. 全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は<u>8</u>大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は<u>8</u>大会とする。</p> <p>なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に1競技会の開催を原則とする。</p> <p>2. 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。</p> <p><b>第4条～第11条</b> （略）</p> <p><b>第12条 選手権の部門およびクラス区分</b></p> <p>1. 日本ジムカーナ選手権</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2019年</u>（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその<u>付則</u>（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p><b>第1条～第2条</b> （略）</p> <p><b>第3条 選手権競技会の数</b></p> <p>1. 全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は<u>10</u>大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は<u>10</u>大会とする。</p> <p>なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に1競技会の開催を原則とする。</p> <p>2. 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。</p> <p><b>第4条～第11条</b> （略）</p> <p><b>第12条 選手権の部門およびクラス区分</b></p> <p>1. 日本ジムカーナ選手権</p>

1) 全日本ジムカーナ選手権：

(1) 部門：

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、SA・SAX部門、SC部門およびAE部門の4部門で構成される。

(2) クラス区分：

PN、SA・SAX、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門：(略)

スピードSA・SAX車両部門：

クラス1：気筒容積1600cc以下の前輪駆動のSA・SAX車両。

クラス2：気筒容積1600ccを超える前輪駆動のSA・SAX車両。

クラス3：後輪駆動のSA・SAX車両。

クラス4：4輪駆動のSA・SAX車両。

スピードSC車両部門：(クラス区分なし)

スピードAE車両部門：(クラス区分なし)

2) (略)

2. 日本ダートトライアル選手権

1) 全日本ダートトライアル選手権：

(1) 部門：

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、SA・SAX部門、SC部門、D部門およびAE部門の6部門で構成される。

(2) クラス区分：

PN、N、SA・SAX、SC、D、AEの各部門は、下記

1) 全日本ジムカーナ選手権：

(1) 部門：

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、SA部門、SC部門およびAE部門の4部門で構成される。

(2) クラス区分：

PN、SA、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門：(略)

スピードSA車両部門：

クラス1：気筒容積1600cc以下の前輪駆動のSA車両。

クラス2：気筒容積1600ccを超える前輪駆動のSA車両。

クラス3：後輪駆動のSA車両。

クラス4：4輪駆動のSA車両。

スピードSC車両部門：(クラス区分なし)

スピードAE車両部門：(クラス区分なし)

2) (略)

2. 日本ダートトライアル選手権

1) 全日本ダートトライアル選手権：

(1) 部門：

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、SA部門、SC部門、D部門およびAE部門の6部門で構成される。

(2) クラス区分：

PN、N、SA、SC、D、AEの各部門は、下記の通りク

の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門：

クラス1：気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動のPN車両。

クラス2：気筒容積 1600cc を超える2輪駆動（FF）のPN車両。

クラス3：気筒容積 1600cc を超える2輪駆動（FR）のPN車両。

スピードN車両部門：（クラス区分なし）

スピードSA・SAX車両部門：

クラス1：2輪駆動のSA・SAX車両。

クラス2：4輪駆動のSA・SAX車両。

スピードSC車両部門：

クラス1：2輪駆動のSC車両。

クラス2：4輪駆動のSC車両。

スピードD車両部門：（クラス区分なし）

スピードAE車両部門：（クラス区分なし）

2）（略）

### 第13条 参加資格

当該年度有効な競技許可証所持者とする。

第14条～第24条（略）

ラス区分される。

スピードPN車両部門：

クラス1：気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動のPN車両。

クラス2：気筒容積 1600cc を超える2輪駆動（FF）のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年または、JAF登録年が2012年1月1日以降の車両。

クラス3：気筒容積 1600cc を超える2輪駆動（FR）のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年または、JAF登録年が2012年1月1日以降の車両。

スピードN車両部門：

クラス1：2輪駆動のN車両。

クラス2：4輪駆動のN車両。

スピードSA車両部門：

クラス1：2輪駆動のSA車両。

クラス2：4輪駆動のSA車両。

スピードSC車両部門：

クラス1：2輪駆動のSC車両。

クラス2：4輪駆動のSC車両。

スピードD車両部門：（クラス区分なし）

スピードAE車両部門：（クラス区分なし）

2）（略）

### 第13条 参加資格

当該年度有効なJAF競技許可証所持者とする。

第14条～第24条（略）

### 第25条 車両変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の公式受付（参加確認受付）終了までとする。

### 第26条 ドライバーズブリーフィング

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。開始から終了まで出席しなかった場合は再ブリーフィングを受けなければならない。

### 第27条～第31条（略）

### 第32条 競技車両のパドック待機

1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。
2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

### 第33条～第37条（略）

### 第25条 車両変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

### 第26条 ドライバーズブリーフィング

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティーの対象となる。

### 第27条～第31条（略）

### 第32条 競技車両のパドック待機

1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。
2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

### 第33条～第37条（略）

**第38条 本選手権規定の施行**

本選手権規定は2020年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.、第12条1. 2) (2) ②C. および第12条2. 2) (2) ②C. については、2019年6月1日から施行する。

以上

**第38条 本選手権規定の施行**

本選手権規定は2019年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.、第12条1. 2) (2) ②C. および第12条2. 2) (2) ②C. については、2018年6月1日から施行する。

以上